

ID: 240

担当部署: 上下水道課

処分の概要	分担金の減免		
例規名 根拠条項	八頭町農業集落排水事業分担金徴収条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第151号		
【根拠条文】			
(分担金の減免)			
第7条 町長は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者の分担金を減額し、又は免除することができる。			
【基準】			
根拠条文及び八頭町農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則第6条の規定による。			
(分担金の減免額)			
第6条 条例第7条の規定により減額し、又は免除することができる分担金の額は、次のとおりとする。			
(1) 生活保護法(昭和25年法律144号)第6条第1項に規定する被保護者である受益者にあつては、分担金の全額又は一部			
(2) (1)以外の受益者にあつては、町長が、災害その他住民の生活環境の改善・整備上特に必要と認めるときは、町長が適当と認める分担金相当額			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日